

令和8年度
新城市第二種特定鳥獣管理計画
(イノシシ) 実施計画

令和8年4月



新 城 市

令和8年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

	ページ
1 管理すべき鳥獣の種類.....	1
2 計画の期間.....	1
3 管理すべき区域.....	1
4 現状.....	1
(1) 生息環境と土地の利用状況.....	1
(2) 生息状況.....	2
(3) 被害の状況.....	3
(4) 対策の実施状況と評価.....	4
5 評価.....	6
6 管理の目標.....	7
(1) エリア区分.....	7
(2) 目標.....	7
(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方.....	7
7 数の調整に関する事項.....	8
(1) 前提.....	8
(2) 捕獲計画.....	8
(3) 計画を達成するために実施する対策.....	9
8 被害防除対策に関する事項.....	10
(1) 実施計画.....	10
(2) 計画を達成するために実施する対策.....	10
9 生息環境管理に関する事項.....	10
(1) 実施計画.....	10
(2) 計画を達成するために実施する対策.....	11
10 その他の管理のために必用な事項.....	11
(1) 実施計画の実施体制.....	11
(2) 市街地出没への対応.....	12
(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応.....	13
(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮.....	13
(5) ジビエの振興等活用策.....	14

令和8年度新城市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域（旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町（以下「鳳来地区」という。）及び旧作手村（以下「作手地区」という。）とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1及び表2に示す。

新城地区は中山間地域であり、水田が多いため、山に隣接した里山から水田への出没が多い。

鳳来地区は山村地域であり、山あいには民家が点在し、その周りに小規模な田畑があり、被害を受けやすい。

作手地区は山村地域ではあるが、標高が高い割には平坦地で水田の面積が多いため、水稻の被害が多い。

市内の土地利用状況で農地の占める割合は5.4%程度であり、中山間地域及び里山の農地は、市内を流れる豊川の流域にある山に接した農地がある一方、山間の谷間を開墾した谷津田（やつだ）や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。山林隣接地は耕作が放棄され、その後に植林されたものの手入れできなくなっており、イノシシが好む温床となっている。このため、山林隣接地においてイノシシによる農林作物被害の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、イノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、イノシシによる農林作物被害を増加させている要因と考えられる。

表1 林種別森林等面積

単位：ha

新城市	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
	40,563	31,704	78.2%	8,378	20.6%	146	0.4%	336	0.8%

出典：2023年度 愛知県林業統計書（愛知県農林基盤局林務部林務課）

* 調査方法が異なるため下記の森林面積とは一致しない。

表2 土地利用面積（地目別）

単位：ha

新城市	行政面積	農用地		森林		その他	
	49,923	2,700	5.4%	41,414	83.0%	5,809	11.6%

出典：2024年版 土地に関する統計年報（愛知県都市交通局都市基盤部都市計画課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおりに。新城市では、ほぼ全域に分布していることが確認できる。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は14,188頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。

なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、新城市の状況は主に新城地区から鳳来地区南部及び北西部にかけて多く生息が確認されている。

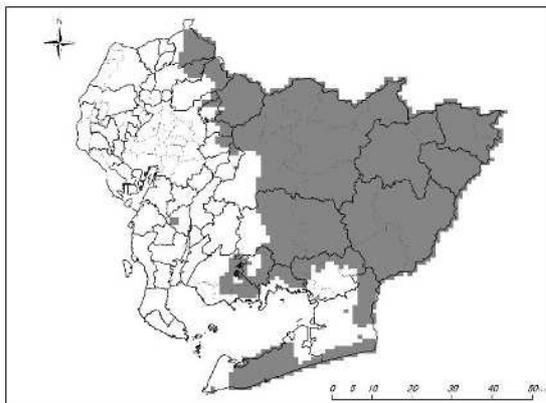


図1 愛知県における分布域（R2年度）

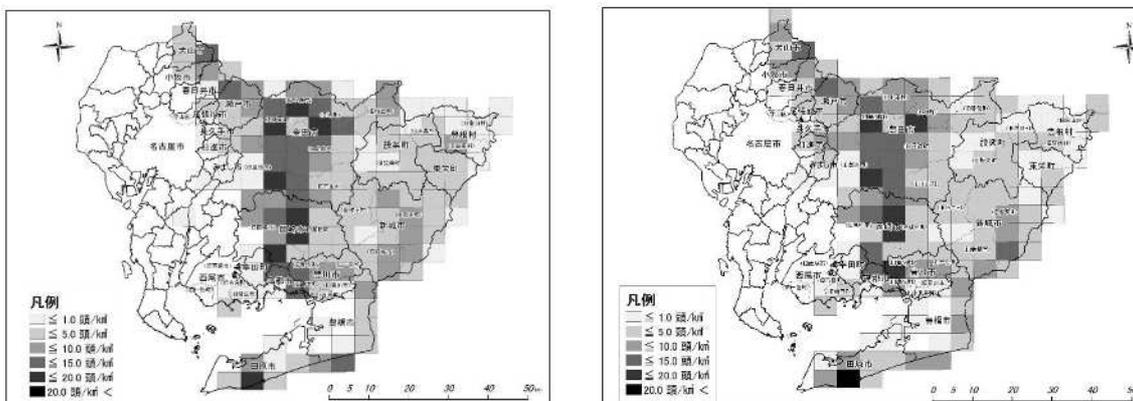


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度
（左：H29年度、右：R6年度）

(3) 被害の状況

対象区域における令和4年度から令和6年度までの被害状況を表3に示す。被害面積は0.5ha～7.9ha、被害量は3.34t～7.7t、被害金額は622千円～1,420千円と年度によってばらつきがある。令和6年度はすべての項目において減少という結果となっているが、これはアンケート調査の回収率が前年度に対し低下したことが要因と考えられる。また、特に被害が大きい作物として、旧新城、鳳来、作手すべての地区において稲となっている。なお、数値については、各年度とも調査精度が低いため、実際は数倍程度の被害があるものと推測される。

新城市における野生イノシシでの豚熱の発生状況については、令和元年度に14件検出されたものの、令和2年度以降現在に至るまでの陽性事例は0件となっている。

表3 新城市における被害の状況

	R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
新城地区	2.7	2.2	972	4.2	3.6	1,157	0.38	2.27	456
鳳来地区	0.1	0.1	11	0.5	0.5	192	0.08	0.67	114
作手地区	5.1	5.4	435	0.6	0.3	71	0.04	0.40	52
計	7.9	7.7	1,418	5.3	4.4	1,420	0.50	3.34	622

出典：新城市農業課調べ

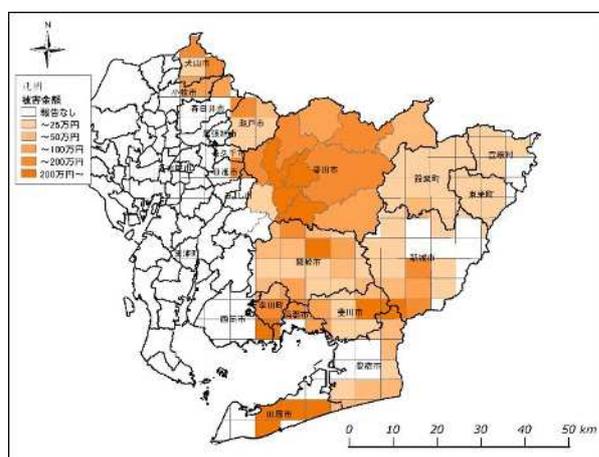


図3 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

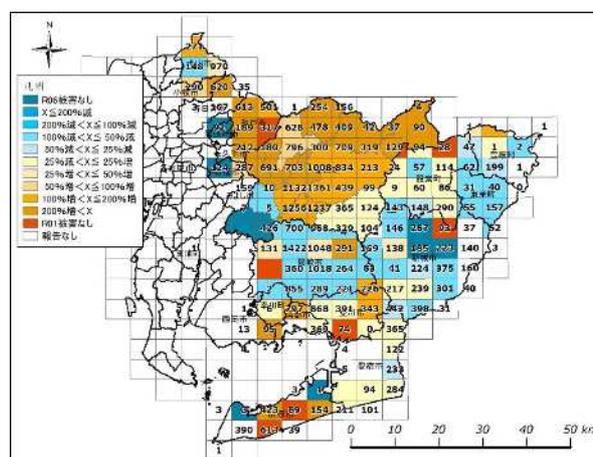


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

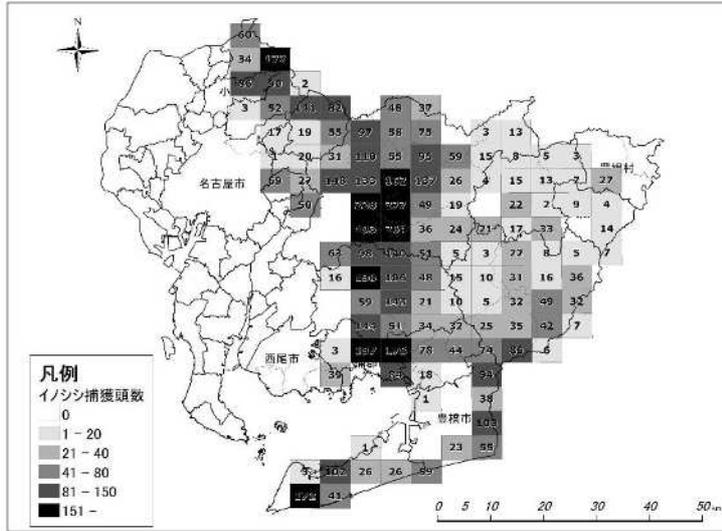


図5 愛知県における捕獲分布図 (R6年度)

市内の個体数調整等による捕獲数を表4に示す。

表4 新城市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
新城地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	2	1	5	5
		罾	178	229	219	225	317
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	164	216	195	217	302
		幼	14	15	25	13	20
鳳来地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	25	19	9	17	5
		罾	221	354	259	480	307
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	238	315	226	442	222
		幼	8	58	42	55	90
作手地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	1	1	1	5	5
		罾	66	82	30	122	92
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	56	75	29	119	90
		幼	11	8	2	8	7

イ 被害防除に係る対策

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵、防護柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置が各々の地域の状況に応じて実施されている。

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
新城地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシシ・シカ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—
鳳来地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシシ・シカ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—
作手地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵(イノシシ柵)	—	—	—	—	—
	防護柵(イノシシ・シカ柵※)	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として藪の刈り払い、未収穫農作物の回収が各々の地域の状況に応じて実施されている。

表6 新城市における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
新城地区	藪・下草の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—
鳳来地区	藪・下草の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—
作手地区	藪・下草の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	実施	実施	実施	実施	実施
	その他(内容)	—	—	—	—	—

5 評価

現在のところ、銃及び罾による捕獲と防護柵による防除は「効果あり」、電気柵による防除は「非常に効果あり」と評価されており、両方を組み合わせた被害防除が、より効果的である。

電気柵については、コスト面での負担が大きいため、市としては電気柵の設置者に対し補助をしている。

また、今後に向けた課題として、捕獲従事者の養成や集落への指導等、地域内での連携及び意思統一が必要となっている。

表7 新城市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罾	防護柵	防護柵 (イシ 用)	防護柵 (イシ・ 沓用)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	その他 (内容)
新城地区	減少	○	◎	△	—	○	—	◎	—
鳳来地区	減少傾向	○	◎	△	—	○	—	◎	—
作手地区	横ばい	○	◎	△	—	○	—	◎	—

	生息環境管理対策		
	藪・下草 の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	その他（内容）
新城地区	△	△	—
鳳来地区	△	△	—
作手地区	△	△	—

※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。新城市は、「管理エリア」に該当する。

当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また重点的な捕獲に加えて防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。

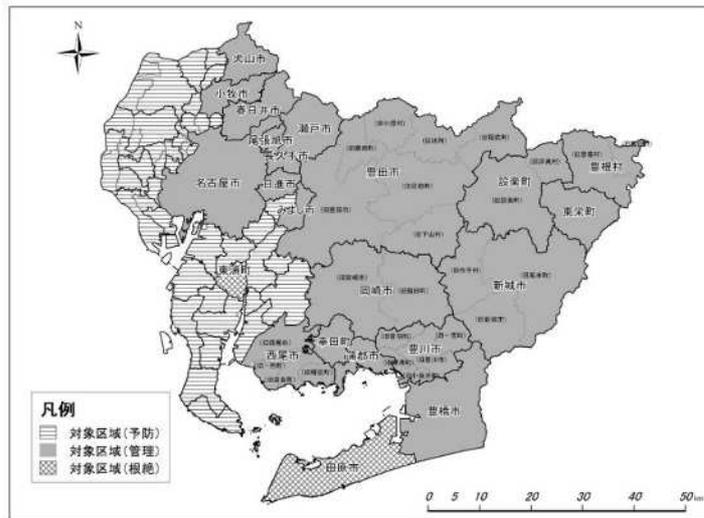


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

新城市は、管理エリアに該当するため、管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、個々の群れに優劣をつけることは困難である。このため新城市内全域を、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図る管理エリアとし、施策を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリング

し、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図7参照)。

また、捕獲目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

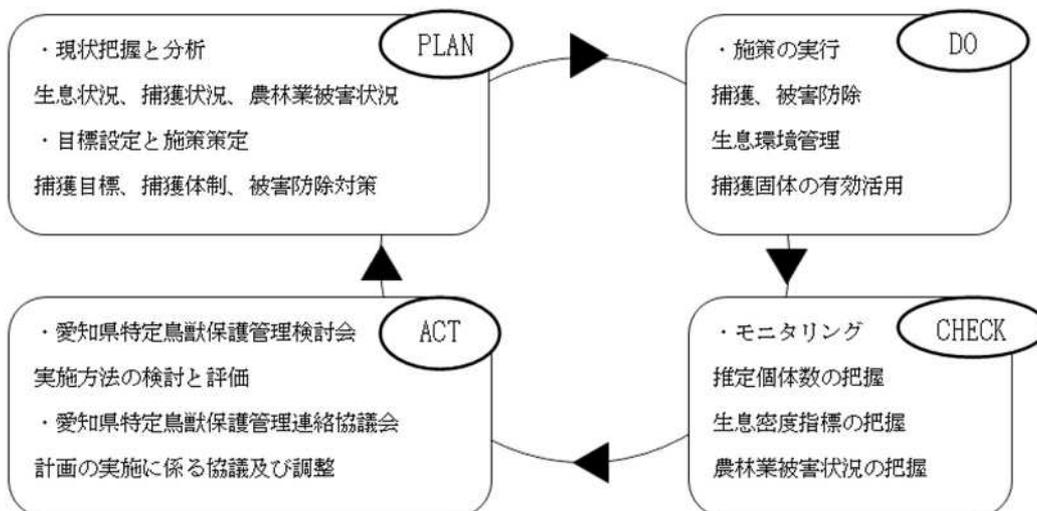


図7 順応的管理の概念図

イ 地区に合った活動への取り組み

鳥獣による被害対策は、捕獲、被害防除対策、生息環境整備等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内全域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知等することで、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

ウ 農林業被害等の未然防止対策

次の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。
- ・農地等への侵入を防ぐため、柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・農地周辺の藪の刈り払いの実施や未収穫物、生ごみ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げ、環境管理を実施するように各集落への指導を行う。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、新城市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

捕獲圧の調整

地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害防止等を図るため、個体数調整を行う。なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人

里近くに出没する個体等を中心に捕獲を実施する。

表8 新城市における令和8年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		成幼別		合計
	銃	罾	成獣	幼獣	
新城地区	10	560	530	40	570
鳳来地区	10	540	390	160	550
作手地区	10	170	170	10	180
計	30	1,270	1,090	210	1,300

個体数調整を実施し、防除対策の充実を図ることで、農作物被害は減少傾向にある。今後も作物被害の削減に向けて被害防除対策の充実を図るため、一定レベルの個体数の捕獲実施を目指す。

令和7年度の個体数調整による捕獲は、前年度に対し若干減少する見込みとなっているが、豚熱の影響を受けて減少していた個体数が、豚熱の鎮静化に伴い今後徐々に増加すると予測される。このことから、令和8年度もイノシシの目撃数及び捕獲数が一定程度増加するものと考え、個体数調整による目標値を1,300頭とする。

(3) 計画を達成するために実施する対策

○市内全域において捕獲を強化する。

イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせる捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

○成獣の捕獲増加に向けた取組

有害個体については成獣・幼獣に関わらず捕獲をしていくが、数の調整にあたっては複数の捕獲手法を組み合わせる効率的に成獣の捕獲を強化していく。

○最適な捕獲数の検討

捕獲従事者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、イノシシについては、個体数の現実的な推定方法が確立されておらず、生息密度を推定することは難しいため、捕獲効率（CPUE）、農林業被害量等を指標として生息密度の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

銃及び罠による捕獲と防護柵及び電気柵による防除を組み合わせる事が、より効果的であるため、引き続き推進していく。

「非常に効果あり」と評価されている電気柵については、引き続き設置者に対する補助を実施していく。

また、捕獲従事者の養成、集落への指導等についても継続して行っていく。

表9 新城市における令和8年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ カウ用*)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
新城地区	実施	—	実施	—	実施	—
鳳来地区	実施	—	実施	—	実施	—
作手地区	実施	—	実施	—	実施	—

※嵩上げ含む。

(2) 計画を達成するために実施する対策

農家、農協、林業家、森林組合の連携により、最適な防除対策を講じる。市及び県は、これを支援する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

市内における鳥獣保護区は4箇所（新城市区域分 2,750ha（1箇所です市界を越えて指定。設楽町（7ha）は外数。）が指定されており、その全てにイノシシは生息している。

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐や除伐等の適正な維持管理を行うことにより、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林での生息可能な環境が整備される。

農地、集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草地等は、イノシシが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者や農家は藪の刈り払い等の適正な管理に努める。

また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分するよう指導を行う。

これらの環境整備を進め、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

表 10 新城市における令和 8 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪・下草 の刈り払い	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	その他 (内容)
新城地区	実施	実施	—
鳳来地区	実施	実施	—
作手地区	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

イノシシを寄せ付けないための藪の刈り払い、未収穫農作物の回収などの環境管理は、被害者、地域住民及び関係団体等が一体となって行う。

また、市及び県による森林の管理にあたっては、間伐を実施するなどの野生動物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

計画作成体制

市を中心に利害関係者、関係団及び関係機関が協議して実施計画を作成する。

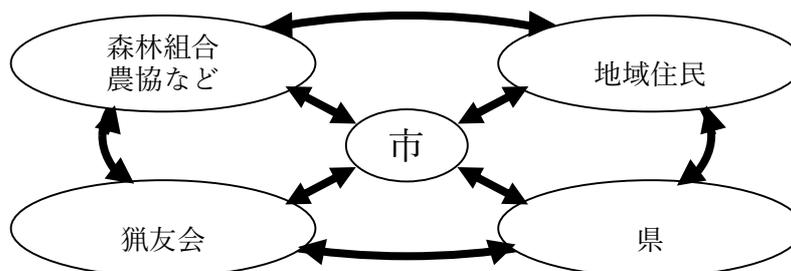


図 8 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

状況の把握収集体制

- 被害状況
 - ・ 農林業被害
農協、農家、森林組合、林業者、地域住民が被害状況を把握し、市(農業課)に連絡する。
 - ・ 生活環境被害
地域住民、市(農業課)、県、警察などが状況を把握し、市(環境政策課)に連絡する。
- 捕獲状況
 - ・ 狩猟による捕獲
狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容により、県から市に連絡する。
※狩猟実績の集計を市は行わない。
 - ・ 個体数調整による捕獲
市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。
- 生息状況
県が実施する生息状況調査(概ね5年毎)に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率(CPUE)の変化を、県が市に連絡する。また、地域住民のほか、魚釣りや山菜取り等で地域に入る人から目撃情報等を収集する。

捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。このため、被害者、地域住民及び関係団体等が協力して、イノシシの出没情報を市及び捕獲者に提供し、効率的な捕獲を支援する。また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しいことから、わなによる捕獲についても奨励する。

また、狩猟免許取得に係る講習会費用の一部を補助し、狩猟免許取得の意思がある者に対して支援を行い、捕獲の担い手確保に努める。

平成24年度から鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急性を要する農作物被害情報・出没情報等に対し、速やかな対応を実施している。

(2) 市街地出没への対応

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵

入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出沒する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出沒に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出沒に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出沒が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないように、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者

に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。